

三重県集客施設時短要請協力金 よくある質問について

令和3年5月12日作成
令和3年5月14日更新
令和3年6月1日更新
令和3年6月4日更新
令和3年6月11日更新
令和3年6月21日更新

※第2期分のQ&Aを追加しました。Q28以降をご覧ください。

※本Q&Aにおいては、令和3年5月9日から5月31日までの期間を「第1期」、令和3年6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町については6月13日）までの期間を「第2期」としています。

協力金の概要について

Q1 三重県集客施設時短要請に対する協力金の概要は？（令和3年6月1日一部更新）
（令和3年6月4日一部更新）（令和3年6月11日一部更新）

A1 新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、令和3年5月7日（令和3年5月28日一部変更）に発表した三重県新型コロナウイルス「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」による集客施設（飲食店以外）への夜間営業時間の短縮（以下、「時短営業」という。）要請を行いました。本要請に応じて、三重県まん延防止等重点措置期間中（令和3年5月9日から5月31日）に要請対象となる施設の時短営業に全面的に協力（※）いただいた事業者に対して、協力金を支給します。

※全面的に協力とは、まん延防止等重点措置期間の全期間、時短営業に協力いただくことが基本となりますが、第1期分については、少なくとも5月14日から5月31日までの期間において時短営業に協力いただくことをいいます。なお、延長後については、6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設については6月13日）の全ての期間において時短営業に協力いただくことをいいます。但し、まん延防止等重点措置期間中に新規開業した事業者については、開業日から各要請期間の終期（第1期であれば5月31日、第2期であれば6月13日又は6月20日）までの全期間、継続して時短営業に協力いただいた場合、特例的に協力金の支給対象とします。

※協力金については、5月9日から5月31日を第1期、6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設については6月13日）までを第2期として、期ごとに分けて支給します。

協力金の対象業種について

Q2 本協力金の支給対象となる施設は何か？（令和3年5月14日一部更新）

A2 次の施設になります。

①建築物の床面積が1,000㎡を超える劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）、運動施設、遊興施設、物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）

②上記①の一部を賃借するテナント等（飲食店以外の事業を営む事業者）が協力金の支給対象となります。詳細は別表施設一覧を参照してください。

なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人が大規模施設を運営する場合、協力金の支給対象とはなりません。

Q3 建築物の床面積が1,000㎡超の大規模施設にテナントとして入居する店舗は、大規模施設が時短営業することにより、やむを得ず時短営業することになるが協力金の対象となるか？

A3 テナントとして入居する店舗については、飲食店を除き、協力金の対象となります。協力金額は②テナント等により算出してください。

なお、テナントとして入居する飲食店については、本協力金ではなく、飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金の対象となり得るため、基本的には同協力金の申請をしていただきますが、飲食店向けの協力金の対象となっていないテイクアウト専門店、キッチンカー等であって、かつ、テナント事業者としての要件（要請対象かつ要請に全面的に協力した大規模施設に入居していること、当該大規模施設との契約に基づき継続的に事業を営むもの等）を満たす場合は、本協力金の対象となります。

Q4 大企業も協力金支給の対象となるか？

A4 大企業も対象となります。

Q5 協力金の対象外となる施設はあるか？

A5 以下の施設は対象外となります。

- ・建築物の床面積が1,000㎡以下の商業施設等
 - ・建築物の床面積が1,000㎡を超える生活必需物資販売店（食料品、衣料品、医薬品等）
 - ・飲食店営業許可を受け営業する飲食店、居酒屋、喫茶店など
- ※三重県飲食店時短要請協力金の対象

Q6 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか？

A6 時短要請の対象となる施設を営利目的で運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。なお、団体の活動としてのみ使用するなど営利目的ではない場合は協力金の対象となりません。

協力金の算定方法について

Q7 協力金の算出方法はどうか？（令和3年5月14日更新）

A7 ①大規模施設等については、1,000 m²毎に20万円/日×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）×時短日数で算出します。なお、生活必需物資等を販売する要請の対象外部分の面積は除きます。

（例）10時～22時まで営業する3,000 m²の百貨店が5月11日～5月31日の21日間、20時までの時短要請に協力した場合

20万円×（3,000 m²/1,000 m²）×（2時間/12時間）×21日間＝210万円 となります。

②テナント等については、100 m²毎に2万円/日×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）×時短日数で算出します。

（例）10時～22時まで営業する360 m²のテナントが5月11日～5月31日の21日間、20時までの時短要請に協力した場合

2万円×（300 m²※/100 m²＝3）×（2時間/12時間）×21日間＝21万円 となります。

※協力金の算定方法については、別の算定用Q&A「よくある質問について【協力金の申請・算定用】」をご確認ください。

Q8 第1期分の協力金について、5月9日から協力している施設と5月14日から協力している施設で、支給される協力金の額は同じか。また、第2期分についてはどうか。（令和3年6月4日一部更新）（令和3年6月11日一部更新）

A8 第1期分については、協力いただいた日数に応じて支給させていただきます。

<例>

- ・5月9日から協力いただいた場合、5月9日から5月31日までの23日分で計算。
- ・5月14日から協力いただいた場合、5月14日から5月31日までの18日分で計算。

※少なくとも5月14日からの協力を要請しているため、5月15日から協力いただいていたとしても、第1期分の協力金は支給対象外となります。但し、継続して6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設については6月13日）までの時短営業にご協力い

ただいた場合は、第2期分の協力金の対象となります。

協力金の支給要件等について

**Q9 飲食店向けの時短要請協力金とこの協力金は、重複して申し込むことができるか？
(令和3年6月1日一部更新)**

A9 5月9日から5月31日、6月1日から6月20日を期間とする飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県酒類販売事業者等支援金、および今後詳細公表予定の三重県観光事業者支援金との重複受給はできません。
※飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金と三重県集客施設時短協力金は、本県へのまん延防止等重点措置の適用を受け実施された共通の協力金のため、重複受給することはできません。

Q10 県内に複数の大規模施設を持つ場合、施設数に応じた協力金が支給されるか？(令和3年6月11日一部更新)

A10 県内に複数の大規模施設を持つ場合、全ての県内施設で時短要請に応じていただければ、県内の全施設に対して協力金を支給します。

但し、県内施設のうちの一つでも時短要請に応じていただいていない施設がある場合は、全ての施設に対して協力金は支給されません。

※対象地域のうち、四日市市内の施設は6月20日まで、それ以外の11市町は6月13日までが対象期間となります。対象地域内で複数の施設を持つ場合は、全ての施設がそれぞれの対象期間の全期間、全面的に時短営業に応じていただく必要がありますのでご注意ください。

Q11 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？

A11 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短又は休業していただければ支給対象となりますので、休業した場合も協力金の対象となります。但し、その場合においても時短率に変更はありません。

(例) 通常の実業時間が10時～22時まで実業する施設

- ・10時～20時に時短した場合の時短率は「2時間／12時間 = 1／6」
- ・休業した場合の時短率は「2時間／12時間 = 1／6」

※時短率の「短縮した時間」は、夜間時間帯において短縮した時間で計算。

**Q12 実業時間を前倒しし、20時までの実業とする場合は協力金の対象となるか？
(例えば、12時から22時の実業を、10時から20時に変更する場合)**

A12 20時以降の営業を休止しているので協力金の対象となります。この場合の協力金の算出における時短率（短縮した時間／本来の営業時間）は20時以降の営業を休止した時間を用いて算出します。

（例）12時～22時まで営業する大規模施設が10時～20時までの営業に変更した場合の時短率は「2時間／10時間＝1／5」となります。

Q13 要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか？

A13 時短営業だけでなく、要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただくとみなします。時短要請に全面的に協力いただいている施設であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q14 通常の営業時間とは、どの時間のことを指すか？

A14 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。

例えば、通常の営業時間を20時と対外的に告知しているが、お客さんがいるときだけ20時15分ころまで、開けていることがあるという場合は、対外的に告知している20時を通常の営業時間と判断するので、対象外となります。

Q15 スポーツジム（要請の対象）と飲食店（要請の対象）が同一施設内にあり、同一法人が経営しています。また、その施設は建築物の床面積が1,000㎡を超えています。この場合、20時の時点でスポーツジムの営業を終了すれば、飲食店は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？

A15 建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設内で時短要請対象の業種と飲食店が一体となって営業されている場合は、大規模施設内の店舗をすべて20時で閉店していただく必要があります。どちらか片方でも20時を越えて営業している場合は協力金の支給対象とはなりません。

なお、飲食店等を対象とした三重県飲食店時短要請協力金との併用はできませんので、飲食店向けの時短協力金か本協力金のどちらかを選択して申請してください。

Q16 おもちゃ屋（要請の対象）と食料品売り場（要請の対象外）が同一施設内にあり、同一法人が経営しています。また、その施設は建築物の床面積が1,000㎡を超えています。この場合、要請の対象となっているおもちゃ屋を20時で営業を終了すれば、食料品売り場は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？

A16 建築物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設内で時短要請対象の業種と時短

要請対象外の業種が一体となって営業されている場合は、要請対象の部分（本事例ではおもちや屋）をすべて20時で閉店していただく必要があります。食料品売り場については、要請の対象外ですので、20時を越えて営業していても協力金の支給対象となります。ただし、協力金の算定は、要請の対象面積のみで行います。

Q17 時短要請期間中、すべての期間において時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？（令和3年6月11日一部更新）

A17 感染拡大阻止の趣旨に鑑み、要請期間の途中から時短営業を行った場合や途中で時短営業を中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

要請期間中（少なくとも5月14日以降）すべての期間で要請に対応していただく必要があります。なお、支給金額は、時短を開始した日に応じて算定されます。

但し、まん延防止等重点措置期間中に新規開業した事業者については、開業日から各要請期間の全期間時短営業に協力いただいた場合、特例的に協力金の支給対象とします。この場合、支給金額は、開業日から数えた時短日数で算定されます。

※対象地域のうち、四日市市内の施設は6月20日まで、それ以外の11市町は6月13日までが対象期間となります。対象地域内で複数の施設を持つ場合は、全ての施設がそれぞれの対象期間の全期間、全面的に時短営業に応じていただく必要がありますのでご注意ください。

Q18 5月6日以前から新型コロナウイルスの感染防止に対応するため自主的に休業しているが、そのまま継続して休業すれば、時短要請に協力したことになり、協力金の対象となるか？

A18 あくまでも休業することを決めたのは自主的なご判断であり、県の要請に従って行う休業ではないため、対象とはなりません。

ただし、飲食店を含む1,000㎡を超える集客施設等が、飲食店に対する時短要請に合わせて、5月6日より前に営業時間の短縮を開始した場合は、本協力金の対象となります。この場合、協力金算定の時短日数の始期は5月9日からとなります。

Q19 5月7日から5月31日の期間中に営業を開始した大規模施設やテナント店舗は、協力金の支給対象となるか？（令和3年6月4日一部更新）（令和3年6月11日一部更新）

A19 対象となります。但し、開業日から要請期間の全期間、継続して時短営業に協力いただいたことが前提です。

なお、6月1日から6月20日（四日市市以外の11市町の施設については6月13日）の期間中に営業を開始した場合も同様です。

Q20 協力金の支給を受けるために、感染防止対策を講じている必要はあるのか？

A20 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策等を講じていただくことは、以前より事業者の皆様をお願いしているところです。今回の時短要請の趣旨が感染拡大防止対策ですので、業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を行っていることは協力金支給の前提となります。

申請資料について

Q21 申請資料はいつ公表されるのか？（令和3年6月1日一部更新）（令和3年6月4日一部更新）

A21 6月4日、県HPにて公表しました。県HPや申請要項等を確認のうえ申請をしてください。

Q22 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A22 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
 - ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時までであること
- を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・県の要請に応じていること
- ・実施期間（＝要請期間）
- ・要請期間中は、20時までで閉店すること
- ・従来からの営業時間からの変更を明記
- ・店舗名（住所含む）

その他

Q23 20時に営業を終了し、お客さんが退店したあと、店員が事務作業を行ってもよいのか？

A23 店員の事務作業については、営業行為に当たらないので問題ありません。しかし、営業を行っていると思われやすいように、20時以降は看板の照明を落とすなど対策を講じてください。

Q24 時短要請に協力した店舗名は公表するのか？

A24 公表する予定です。

追加分

Q25 他の補助金等との重複受給は可能か？（令和3年5月14日更新）

A25 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、ARTS for the future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援、月次支援金などほかの補助金等との重複受給はできません。

Q26 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設等を運営しているが、生活必需物資等を販売する要請の対象外の面積を除くと1,000㎡に満たない。この場合の協力金の算定はどうか？（令和3年5月14日更新）

A26 大規模施設等の自己利用部分面積は百の位以下を切り捨てて計算しますが、1,000㎡に満たない場合は1,000㎡とみなして計算します。

（例）10時～22時まで営業する2,500㎡のショッピングモール（総面積2,500㎡、要請対象の面積500㎡、要請対象外面積2,000㎡）が5月11日～5月31日の21日間、20時までの時短要請に協力した場合、要請対象面積は500㎡ですが、1,000㎡とみなして計算。
→20万円×(1,000㎡/1,000㎡)×(2時間/12時間)×21日間=70万円 となります。

Q27 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設等に入居するテナントだが、テナントの面積は100㎡に満たない。この場合の協力金の算定はどうか？（令和3年5月14日更新）

A27 テナントの店舗面積は十の位以下を切り捨てて計算しますが、100㎡に満たない場合は100㎡とみなして計算します。

（例）10時～22時まで営業する80㎡のテナントが5月11日～5月31日の21日間、20時までの時短要請に協力した場合
→2万円×(100㎡/100㎡=1)×(2時間/12時間)×21日間=7万円 となります。

追加分その2

Q28 要請が延長されているが、要請内容に変更はあるか？（令和3年6月4日更新）（令和3年6月11日一部更新）

A28 要請内容に変更はありません。引き続き、ご協力をお願いいたします。

但し、重点措置区域のうち、四日市市内の施設は6月20日まで、それ以外の11市町は6月13日までが対象期間となっています。

なお、協力金は、第1期分と第2期分を分けて支給します。

Q29 第2期分の協力金は実施されるのか？ 実施される場合は、いつから申請できるのか？（令和3年6月4日更新）（令和3年6月11日更新）（令和3年6月21日一部更新）

A29 第2期分の協力金も実施します。

6月21日、申請受付要項等を公表し、申請受付を開始しました。県HPをご確認のうえ申請してください。

追加分その3

Q30 桑名市内と四日市市内で対象となる大規模施設を運営している。桑名市が重点措置区域内から除外されたことから、6月14日からは、桑名市内と四日市市内の両方の施設について、通常営業へ切り替えた。この場合、6月1日から6月13日までの分として、協力金の対象となるか？（令和3年6月11日更新）

A30 この場合、桑名市内と四日市市内の両方とも、協力金の対象にはなりません。

四日市市内の施設は6月20日まで、それ以外の11市町内の施設は6月13日までが要請期間となっているため、複数の施設を運営している場合は、全ての施設がそれぞれの対象期間の全期間、全面的に時短営業に応じていただく必要があります。

追加分その4

Q31 テナント事業者等のうち、映画配給会社とはどのような会社のことか？（令和3年6月21日更新）

A31 本協力金における映画配給会社とは、映画作品の制作と興行（映画館運営）をつなぎ、他事業者が所有・運営する映画館に映画作品を配給する事業を営む会社のことを言います。自社で映画館を所有・運営している場合（映画館運営の一環として映画作品の配給を行っている場合も含む）は、映画配給会社ではなく、映画館運営事業者となります。